

## 第4章 計画の基本方針

わが国の障がい保健福祉施策においては、障がい者・児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、法整備等が進められてきました。

小都市では、「小都市障がい者計画」及び「小都市障がい福祉計画」に基づき、障がい者・児が住み慣れた地域の中で生活を送ることができるまちづくりを目指して障がい福祉施策に取り組んできました。

本計画では、障がい者・児、またその家族が、住み慣れた地域で自立し、安心し、生きがいをもった生活を送れるような地域社会を目指します。

### 1. 基本理念

#### ●障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のため、障がい者・児等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを目的に、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

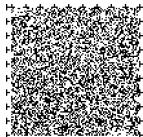
三障がいに関わるサービス量を適切に見込むとともに、切れ間のない支援を行い自立と社会参加を実現できるよう努めます。

#### ●障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者・児等の範囲を、身体障がい、知的障がい及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の人並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

発達障がい者・児及び高次脳機能障がい者・児については、従来から精神障がい者・児に含まれるものとして、法に基づく給付の対象となっていることや、難病患者等についても引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

障がいの種別や年齢等に関わらず、必要なサービスが受けられるよう適切な支給決定を行います。



### ●施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、

就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題への対応や、障がい者・児等の生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

小都市自立支援協議会のネットワークを活用し、関係機関と連携を図りながら個別の課題に取り組み、新たな社会資源開発につなげます。

### ●地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めます。

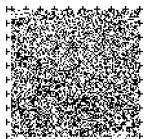
障がい者・児が積極的に社会に参加・貢献し、地域住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、認め合える社会を作るために、理解促進や交流の場を増やすための取り組みを進めます。

小都市自立支援協議会と連携しながら、障がい者・児との交流の機会や理解促進の活動の場を確保し、地域共生社会の実現につなげます。

### ●障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児の健やかな成長を支援するため、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築を目指します。

乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築のために、本市内の社会資源の有効的な活用かつ適切にサービスを提供します。



## **2. 基本目標**

### **(1) 障がい福祉サービスの充実**

障がい者・児、またその家族が、地域社会の中で自立し、生きがいをもって生活するために必要とされるサービス量を見込み、その確保に努めます。また、事業者への育成に取り組み、サービスの質の維持・向上を図ります。

### **(2) 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの充実**

児童福祉法の改正により、すべての児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保証される権利を有するという児童福祉の原理が明確化されました。この原理に基づき、障がい児の健やかな成長・発達・自立を支援するために必要とされるサービス量を適切に見込み、その確保に努めます。

### **(3) 地域生活への移行と就労支援等（成果目標の設定）**

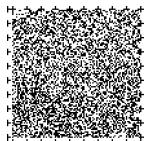
現在福祉施設に入所、または医療機関に入院されている方が、地域での生活に移行し、地域生活の継続ができるよう、自立支援協議会や相談支援事業者、各サービス事業者等と連携しながら、受け入れ態勢の整備に努めます。

### **(4) 障がい者・児に対する理解の促進**

障がい者・児が地域社会の中で生活を送るためにには、行政の支援だけでなく地域の理解と配慮が必要です。ノーマライゼーションの理念の実現のためにも、行政内部だけではなく、地域に対しても啓発活動等の働きかけを行い、障がい者・児に対する理解の促進を図ります。

### **(5) 防災対策の推進**

障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、災害時等に備えて地域ぐるみで障がい者・児を支援するネットワークづくりを推進します。



### 3. 取り組みの体系

基本目標	施策の方向	取り組み内容
1. 障がい福祉サービスの充実	(1)サービス必要量の確保と質の向上	①訪問系サービスの充実 ②日中活動系サービスの充実 ③居住系サービスの充実 ④相談支援の充実 ⑤地域生活支援事業の充実 ⑥事業者の育成 ⑦当事者団体の育成 ⑧発達障がい者・児への支援
	(2)権利擁護の推進	①障がい者・児への差別解消の推進 ②障がい者・児への虐待防止の推進 ③成年後見制度の推進
2. 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの充実	(1)サービスの必要量の確保と質の向上	①障がい児支援サービスの充実
3. 地域生活への移行と就労支援等(成果目標の設定)	(1)地域移行の推進	①福祉施設入所者の地域生活への移行 ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③地域生活支援拠点等の整備 ④福祉施設から一般就労への移行の推進
	(2)障がい児支援の提供体制の整備	①障がい児支援の提供体制の整備
4. 障がい者・児に対する理解の促進	(1)地域での福祉活動の推進	①ボランティア活動の推進
5. 防災対策の推進	(1)防災対策の推進	①防災体制の整備

